入札公告(説明書)及び交付図書の訂正について

令和3年6月25日付けで入札公告を行った「北関東自動車道 出流原PA・スマートIC舗装工事」に係る入札公告(説明書)及び交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。 なお、当社ホームページ掲載の入札公告(説明書)及び交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、交付図書をご確認ください。

令和3年7月8日

契約責任者

東日本高速道路株式会社 関東支社 宇都宮事務所 所長 川嵜 裕二

【訂正内容】

- ・入札公告 (説明書)
- •特記仕様書

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

正 誤 表

記載内容を次のとおり訂正します。

訂正前	訂正後
訂正前 ・入札公告(説明書) 記載なし	 6-12.閲覧資料 本工事にかかわるアスファルトコンクリート混合物単価を、下記のとおり競争参加希望者に対して閲覧に付す予定である。 閲覧にあたっては、予め上記 1-3.契約担当部署に連絡すること。 ① 閲覧内容 アスファルトコンクリート混合物単価 ② 閲覧場所 上記 1-3.契約担当部署のとおり ③ 閲覧期間 令和3年7月下旬から入札書提出期限の前日まで(休日を除く毎日10時から16時まで) 以 上

訂正前

• 特記仕様書

23-15-3 補正対象項目及び補正方法

発注者は、週休2日推進工事の積算に当たっては、次に掲げる補正方法にて設計金額の算出を行 うものとする。なお、週休2日確保を本特配仕様書21-2「履行確認(週休2日確保の確認方 法)」(2)による確認後、4週8休以上の現場開所率に満たないものは、請負代金額のうち補正 分を減額変更するものとする。

(1) 補正係数による補正

下表の補正対象項目に補正係数を乗じて設計金額を算出するものとする。なお、共通仕帐書 1-41「契約変更」により請負代金額に変更が生じた場合においても同様の方法により設計 金額を算出するものとする。

区分	現場開所率	①労務費	②機械経費 (資料)	③共通仮設費	④現場管理費
4週8休以上	28.5%	0.05	0.04	0.04	0.06

①労務費

・・・設計金額における労務費の総額に「0.05」を乗じた額を補正額

とする。

②機械経費(賃料)・・・設計金額における機械経費(賃料)の総額に「0.04」を乗じた

額を補正額とする。

③共通仮設費 ・・・土木工事積算基準 第2編「1-3-8共通仮設費(C)」の規定に

基づいて算出した率に「0.04」及び設計金額(補正前)を乗じ

た額を補正額とする。

④現場管理費 ・・・土木工事積算基準 第2編「1-4現場管理費(E)」の規定に基づ

いて算出した率に「0,06」及び設計金額(補正前)を乗じた額

を補正額とする。

(2) 標準単価の補正

労務費及び機械経費の設計金額の算出において、土木工事等単価ファイルの標準単価に「物価資料等」と記載している場合は、物価資料等Web(電子版)より「標準単価」と「4週8休以上の単価」の差額を補正額とする。なお、共通仕様書1-33-2「新単価の算定」においても同様の方法により設計金額を算出するものとする。また、市場単価の補正は行わないものとする。

(3) 稼働率による補正

4週8休以上の機械経費(損料)に用いる月平均標準運転日及び月平均標準休止日数、標準 稼働率は下表のとおりとし、土木工事情算基準による算定との差額を補正額とする。 なお、共通仕練書1-33-2「新単価の算定」においても同様の方法により設計金額を第出

するものとする。

① 土木工事積算基準 第7編 土工及び第19編 トンネル工を除く各編

月平均 標準運転日	月平均 標準休止日数	標準稼動率
20日	10日	0.67

訂正後

23-15-3 補正対象項目及び補正方法

発注者は、週休2日推進工事の積算に当たっては、次に掲げる補正方法にて設計金額の算出を行うものとする。なお、週休2日確保を本特記仕様書21-2「履行確認(週休2日確保の確認方法)」(2)による確認後、4週8休以上の現場開所率に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

(1) 補正係数による補正

下表の補正対象項目に補正係数を乗じて設計金額を算出するものとする。なお、共通仕様書 1-41「契約変更」により請負代金額に変更が生じた場合においても同様の方法により設計 金額を算出するものとする。

区分	現場閉所率	①労務費	②機械経費 (資料)	③共通仮設費	④現場管理費
4週8休以上	28.5%	0.05	0.04	0.04	0.06

①労務費

・・・設計金額における労務費の総額に「0.05」を乗じた額を補正額

とする。

②機械経費(賃料)・・・設計金額における機械経費(賃料)の総額に「0,04」を乗じた

額を補正額とする。

③共通仮設費 ・・・土木工事積算基準 第2編「1-3-8共通仮設費 (C)」の規定に

基づいて算出した率に「0.04」及び設計金額(補正前)を乗じ

た額を補正額とする。

④現場管理費 ・・・土木工事積算基準 第2編「1-4現場管理費(E)」の規定に基づ

いて算出した率に「0.06」及び設計金額(補正前)を乗じた額

を補正額とする。

(2) 標準単価の補正

労務費及び機械経費の設計金額の算出において、土木工事等単価ファイルの標準単価に「物価資料等」と記載している場合は、物価資料等Web(電子板)より「標準単価」と「4週8体以上の単価」の差額を補正額とする。なお、共通仕様書1-33-2「新単価の算定」においても同様の方法により設計金額を算出するものとする。また、市場単価の補正は行わないものとする。

(3) 稼働率による補正

するものとする。

4週8休以上の機械経費(損料)に用いる月平均標準運転日及び月平均標準休止日数、標準 稼働率は下表のとおりとし、土木工事積算基準による算定との差額を補正額とする。 なお、共通仕業書1-33-2「新単価の算定」においても同様の方法により設計金額を算出

① 土木工事積算基準 第7編 土工

項目	月平均 標準運転日	月平均 標準休止日数	標準稼動率
土砂A、硬岩A、硬岩B、軟岩A、 上部路床用購入材	21日	9 В	0,70
土砂F、土砂G、軟岩D	20日	10日	0,67
土砂B、土砂E、軟岩B、軟岩C	19日	11日	0.63
土砂C	19日	11月	0.63
土砂Dまたはこれに準じるもの	18日	12日	0.60

② 土木工事債算基準 第7編 土工及び第19編 トンネル工を除く各編

月平均 標準運転日	月平均 標準休止日数	標準稼動率
20日	10日	0.67